

○久喜市契約規則

平成22年 3月23日

規則第65号

改正 平成22年 7月 9日規則第237号

平成30年 3月20日規則第11号

令和 2年 9月 2日規則第38号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一般競争入札（第2条—第15条）
- 第3章 指名競争入札（第16条・第17条）
- 第4章 随意契約（第18条—第21条）
- 第5章 せり売り（第22条・第23条）
- 第6章 契約の締結（第24条—第28条）
- 第7章 契約の履行（第29条—第36条）
- 第8章 契約の解除（第37条・第38条）
- 第9章 監督及び検査（第39条—第44条）
- 第10章 雑則（第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札

（入札参加者の資格）

第2条 市長は、必要があると認めるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 市長は、前項に規定する資格を定めたときは、広報紙若しくは新聞への掲載又は掲示場への掲示その他の方法により公示しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する資格を定めたときは、定期又は随時に、一般競争入札に参加しようとする者の申請により、その者が当該資格を有するかど

うかを審査し、当該資格を有する者について、資格を有する者の名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成するものとする。

（入札の公告）

第3条 令第167条の6に規定する公告は、入札期日の前日から起算して10日前までに、掲示その他の方法で行うものとする。ただし、急を要する場合には、その期日を5日前までに短縮することができる。

（入札について公告する事項）

第4条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札及び開札の場所並びに日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 入札書式その他入札について必要な事項

（入札保証金）

第5条 令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率は、その入札に加わろうとする者の見積金額の100分の5以上とする。ただし、市の普通財産を売り払う入札を電磁的方法（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）により行う場合の入札保証金の率は、見積金額の100分の10以上とする。

2 入札保証金は、入札の終了後、速やかに還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

3 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次のとおりとする。

- (1) 国債及び地方債の証券
- (2) 鉄道債券その他政府の保証のある債券
- (3) 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券
- (4) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行が引受け又は保証若しくは裏書をした手形

(6) 銀行に対する定期預金債権

(小切手の現金化等)

第6条 前条第3項第4号に定める小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、市長は、会計管理者をしてその取立て及びその現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供された手形が満期になった場合に、これを準用する。

(担保の価値)

第7条 第5条第3項各号に掲げる担保の価値は、次に定めるところによる。

(1) 第5条第3項第1号から第3号までに定める証券又は債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）

(2) 第5条第3項第4号から第6号までに定める債権 小切手金額、手形金額又は債権金額

(入札保証金の納付免除)

第8条 市長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2箇年の間に国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として、市長が認めるとき。

2 前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結したことにより、入札保証金を納付しないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市に提出しなければならない。

(予定価格の作成等)

第9条 一般競争入札に付する場合においては、その事項の価格を当該事項に

関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置くものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、予定価格を封書にし、開札の際、これを開札場所に置くことを要しない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 前項の規定により予定価格を定める場合においては、契約の目的となる当該物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格)

第10条 令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設けるときは、前条第2項及び第3項の例によりその価格を定め、これを封書にして、開札の際、これを開札の場所に置くものとする。ただし、予定価格に併記した場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、市長が特に必要と認めるときは、最低制限価格を封書にし、開札の際、これを開札場所に置くことを要しない。

(入札手続)

第11条 入札に参加しようとする者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、指定の場所及び指定の日時まで市長に提出しなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、その領収書又は預り証を入札書に添付しなければならない。

2 代理人が入札しようとするときは、委任状を入札書に添付しなければならない。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格がない者のした入札

(2) 入札者の記名押印のない入札書によって行われた入札（電磁的方法により行う入札にあっては、前条第1項に規定する必要事項についての情報に電子署名をせず、又は当該電子署名に係る電子証明書を添付しないで行わ

れた入札)

- (3) 記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記載事項を判読することができない入札書によって行われた入札
- (4) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率に達しない者がした入札
- (5) 金額を訂正した入札書によって行われた入札
- (6) 工事名、工事場所その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札
- (7) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (8) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (9) その他入札の条件に違反した入札

(落札者への通知)

第13条 落札者を決定したときは、その旨を口頭又は書面により当該落札者に通知しなければならない。

(落札者の決定の失効)

第14条 落札者を決定した場合において、当該決定の通知を受けた日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は、効力を失う。

2 市長は、前項の契約が議会の議決を必要とするとき又は特別の事情があるときは、同項の期間を延長することができる。

(再入札の場合の公告)

第15条 入札者又は落札者がいない場合（前条第1項の規定により落札者の決定が失効した場合を含む。）において、更に公告して一般競争入札に付そうとするときは、第3条の規定にかかわらず、同条の入札の公告期間は、3日前まで短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(入札者の指名等)

第16条 指名競争入札に付する場合には、3人以上の入札者を指名しなければならない。

2 前項の規定により指名競争入札に付する契約の入札者を指定したときは、当該入札者に対し、第4条第1号及び第3号から第7号までに規定する事項を入札期日の前日までに通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第17条 第2条及び第5条から第14条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる予定価格)

第18条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げる以外のもの 50万円

(随意契約の手続)

第19条 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当して、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、当該契約に係る次に掲げる事項の見通しに関する事項をあらかじめ公表するものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 履行期限又は期間及び履行場所
- (3) 契約を締結する時期
- (4) その他必要な事項

2 市長は、前項に規定する場合は、当該契約に係る次に掲げる事項を見積書の提出期限の7日前までに公表するものとする。ただし、急を要する場合には、見積書の提出期限の3日前までに公表するものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 履行期限又は期間及び履行場所
- (3) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (4) 見積書の提出期限及び提出方法

(5) その他必要な事項

3 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当して、随意契約の方法により契約を締結したときは、当該契約に係る次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

(1) 契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 契約の目的

(3) 履行期限又は期間及び履行場所

(4) 契約を締結した年月日

(5) 契約金額

(6) 契約の相手方を選定した理由

(7) その他必要な事項

（見積書の徴収）

第20条 随意契約を行う場合においては、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

(1) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。

(2) 購入価格について協定が締結された物品を購入するとき。

(3) その他市長が見積書を徴することが適当でないと認めた契約を締結するとき。

2 前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き原則として2人以上の相手方から徴さなければならない。

(1) 契約金額が10万円未満のとき。

(2) 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。

(3) 特殊な修繕をするとき。

(4) 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第21条 第9条第2項及び第3項の規定は、随意契約の場合に準用する。

第5章 せり売り

（せり売り）

第22条 市長は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、せり売りに付することができる。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 第9条第2項及び第3項の規定は、せり売りの場合に準用する。

第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第24条 市長は、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行方法、履行期限又は期間及び履行場所
- (4) 契約保証金
- (5) 契約代金の支払の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) 権利義務の譲渡等の禁止
- (12) その他必要と認める事項

3 第1項の場合において、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成22年久喜市条例第56号）第2条の規定に基づき議会の議決を必要とする契約については、仮契約書に議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記しなければならない。

(契約書作成の省略)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約

で、その契約金額が130万円以下の請負契約をするとき、又は80万円以下の物品の買入契約をするとき。

- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と契約するとき。
- (5) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他これらに類する物品を購入するとき。

2 前項第1号の規定により契約書の作成を省略した場合においては、契約の適正な履行を確保するため、契約に必要な事項を記載した請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、契約の内容により必要がないと認められるときは、この限りでない。

(契約保証金)

第26条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約代金の100分の10以上とする。

2 第5条第3項の規定は、契約保証金に代えて担保を提供させる場合にこれを準用する。

(契約保証金の納付免除)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方が当該相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて、誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

- (5) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円未満であるとき、又は契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 工事の契約を締結する場合において、契約金額が500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と契約を締結するとき。
(契約保証金の還付)

第28条 契約保証金は、契約の相手方が契約内容に従った履行を終了したのち還付する。

- 2 契約の変更による契約金額に減少があつた場合において契約の相手方から要求があつたときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

第7章 契約の履行

(契約の履行の届出)

第29条 契約の相手方は、当該契約をすべて契約内容に従い履行したときは、遅滞なくその旨を市長に届出なければならない。

(履行期限の延長)

第30条 市長は、契約の相手方が天災その他やむを得ない理由によって期限内に契約の履行ができないとして履行期限の延長の申出があつたときは、その事実を確認し、履行期限を延長することができる。

(履行遅延の場合における損害金)

第31条 市長は、契約の相手方（前条の規定による履行期限の延長を認められた者を除く。）が、正当の理由がないのに契約の履行を遅延したときは、契約金額（工事請負契約については、契約金額から既済工事部分に相当する金額を控除した額とする。）につき遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額を損害金として徴収する。

(権利義務の譲渡禁止)

第32条 契約から生ずる権利又は義務は、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この

限りでない。

(前払金)

第33条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事（同法第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下この条から第35条までにおいて同じ。）に要する経費については、その請負代金額の10分の4以内の額を前払金として支払うことができる。

2 前項の規定により前払金の支払をした工事については、その請負代金の額の10分の2以内の額を同項の範囲内で既に支払をした前払金に追加して前払金として支払うことができる。

(前払金の増減)

第34条 前払金の支払をした後において、工事の変更等の理由により請負代金額に増減を生じた場合に、市長が必要と認めるときは、更改請負代金額について前条で定めた率により算出した額と既支払前払金額との差額を増減することができる。

(契約解除した場合の差額支払)

第35条 前払金の支払を受けている工事の契約を解除した場合、既成部分で検査に合格したものがあるときはこれを市の所有とし、当該部分に対する市の支払金額は前払金との差額とする。

(部分払の限度額)

第36条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の場合における支払金額は、工事又は製造その他の請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9（補助事業で市長が特に必要と認めるものにあつては、10分の10）、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えないものとする。

第8章 契約の解除

(契約の解除)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約の相手方がその責に帰すべき理由により履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、契約の履行に関し不正な行為があつたとき。

(契約解除の場合の権利の所属等)

第38条 前条の規定により契約を解除した場合において、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分で地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項に規定する検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議のうえこれを市の所有とし、これに相当する代価を支払うものとする。

第9章 監督及び検査

(監督及び検査の協力義務)

第39条 契約の相手方は、監督又は検査の円滑な実施を図るため協力しなければならない。

(監督)

第40条 法第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員（以下「監督職員」という。）は、工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行うものとする。

2 市長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により市の職員によって監督を行うことが困難であると認める場合においては、前項の監督を市の職員以外の者に委託して当該監督を行わせることができる。

(検査)

第41条 法第234条の2第1項の規定により検査に当たる職員（以下「検査職員」という。）は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 前項の規定は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を行うための検査に、これを準用する。

(兼職の禁止)

第42条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務を兼ねることができない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第43条 令第167条の15第4項の規定により、市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

(電磁的方法による契約に関する事務の特例)

第44条 この規則に定めるもののほか、電磁的方法により行う契約に関する事務については、市長が別に定める。

第10章 雑則

(その他)

第45条 この規則に定めるものを除くほか、契約の事務手続について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久喜市契約規則（昭和39年久喜町規則第15号）、菖蒲町契約規則（昭和39年菖蒲町規則第6号）、栗橋町契約規則（昭和41年栗橋町規則第4号）又は鷺宮町財務規則（平成2年鷺宮町規則第12号）第119条から第158条までの規定によりなされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年7月9日規則第237号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の久喜市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月20日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の久喜市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年9月2日規則第38号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。